

川島町農業委員会 9月臨時総会 会議録

1. 開催日時 令和6年9月18日(水) 午前10時00分～午前11時00分
2. 開催場所 川島町役場 大会議室
3. 議長名 利根川 洋治
4. 出席人数 8名

会 長

4番 利根川 洋治

会長職務代理(副会長)

8番 横川 公久

農業委員

1番 横田 正雄

2番 小高 春雄(欠席)

3番 宇津木 忠明

5番 染谷 和廣

6番 稲毛 茂作

7番 遠山 いづみ

9番 木村 悟

10番 山崎 清(欠席)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 (1) 議案第1号 川島町農業振興地域整備計画の変更について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 江間 裕一 (欠席)

事務局次長 滝瀬 一也

事務局員 石黒 浩基

書記

7. 会議の概要

	(会議規則第5条の規定により、会長が議長となる。)
事務次長	農業委員8名の出席報告を行い、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達していることから開会を宣言した。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名について」 会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名する。

	(1 番 横田委員、3 番 宇津木委員を指名した。)
議長	日程第2「会期の決定について」 会期を本日一日とし、委員の承認を得た。
議長	日程第3 「議案」 議案第1号「川島町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第1号について説明を行った。
議長	事務局の朗読・説明が終わったので、質疑を受けます。
木村委員	今後のスケジュールを教えてください。
事務局	埼玉県に意見照会を提出し、事前協議を行います。その後、30日間の縦覧、15日間の異議申し立て期間を経て、本協議となり、除外については年内に完了するものと考えております。そして、年明けに農地転用の申請と開発の申請の流れとなります。
木村委員	対象地ついて、来年は作付けできないのですか。
事務局	所有者の方々は既に承知しており、来期作はつくらない、とのことです。
木村委員	所有者の中には、引き続き水稻を耕作できる土地がほしい、という方もいる。例えば、近くの中山地区には、遊休農地がたくさんあるので、説明会等を開く際には、そこへの便宜を図っていただきたい。
事務局	承知しました。

木村委員	対象地の西側に位置する三角地の扱いは、どうなりますか。
事務局	ここの扱いについて、ホテル側にも提案しましたが、利活用だけでなく、農振農用地として残ります。
木村委員	対象地を分断するかたちで舗装道がありますが、こちらはどうなりますか。
事務局	そのまま利用することになります。町道認定を廃止せず、一般の方も通れます。舗装道で分断された対象地の北側は、ホテルの駐車場として利用予定です。
染谷委員	この情報が公開される時期について、教えてください。
事務局	農地転用の申請が終わり、許可の見込みがでた後になります。
稲毛委員	川島のような農村地帯に、このようなホテルを作るメリットは、あるのでしょうか。
事務局	基本は駅前が多いのですが、今回の対象地は圏央道 I C に隣接しており、高速道路付近の場合も需要はあるようです。他県での実績も多数、確認できました。
遠山委員	先ほど、木村委員から質問があった対象地西側の三角地について、管理はされていますか。今後、遊休農地化するおそれがありますか。
事務局	管理されており、今後も問題ないかと思われます。
	質疑終結

議長	議案第1号「川島町農業振興地域整備計画の変更について」に係る意見について、「やむを得ない」とする委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
議長	議案第1号「川島町農業振興地域整備計画の変更について」に係る意見については「やむを得ない」の旨で回答することに決定しました。
議長	会議に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和6年9月の臨時総会の閉会を宣言します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

議

長

利根川洋次

1 番 横田委員

横田正雄

3 番 宇津木委員

宇津木 忠明